

# 陳 情 文 書 表

令和4年9月定例会

令和4年分陳情第12号

総務文教委員会

受理年月日	令和4年8月30日
件名	催事後援者として富山市を使用する手続きの見直しを求める陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>富山市が催事に対し後援者になるための手続を今以上に厳密に行うことを求める。</p> <p>[理由]</p> <p>現在の使用決定までの流れの確認。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>後援を求める団体が「富山市後援等名義使用承認申請書」(様式第1号(第4条関係))を富山市に提出。</li><li>1. にて提出された資料を「文化行事についての富山市の後援等に係る名義使用承認基準等事務取扱要綱」に従い確認し、記載内容に問題がなければ後援として富山市の名前を使うことが許される。</li></ol> <p>※申請団体の信用は一切調査していない。 申請内容から逸脱しないことの誓約書等は求めない。</p> <p>富山市が後援になることの影響力をどのように考えているのか見解を知りたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>市民の目から、催事後援者に富山市が記載されていれば信用できる催事だと市民が認識を持ち参加していると富山市は理解しているのか、見解を知りたい。</li><li>富山市の名義を使用させるのは信用がある催事であるとは別で、提出された書類上問題がないだけであり、申請団体に問題があるかは富山市は一切関知しないものであるのか、見解を知りたい。</li></ol> <p>以上のことから、後援者になる手続を見直すのか、それとも今後も富山市は提出された申請書だけで決定するのであれば、市民に対しトラブルが起る可能性を示唆し自己責任で対応することを周知させていく必要があると考える。</p>	